

新旧対照表

○神奈川県薬物濫用防止条例

新	旧
第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (削除) (1) (略) (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）<u>第2条第1項第1号</u>に規定する麻薬、<u>同項第4号</u>に規定する麻薬原料植物及び<u>同項第6号</u>に規定する向精神薬 (3)～(6) (略) (知事指定薬物の指定) 第10条 知事は、<u>第2条第6号</u>に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。 2～4 (略) (知事指定薬物の指定の失効) 第11条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から<u>第5号</u>までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失う。 2・3 (略) (製造等の禁止) 第12条 (略) 2 何人も、<u>第2条第5号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を医療等の用途以外の用途に使用することを知って、その場所を提供し、又はあつせんしてはならない。 (警告) 第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、警告を発することができる。 (1) (略) (2) 第12条第2項の規定に違反して、<u>第2条第5号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所を提供し、又はあつせんした者	第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 (1) <u>大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻</u> (2) (略) (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）<u>第2条第1号</u>に規定する麻薬、<u>同条第4号</u>に規定する麻薬原料植物及び<u>同条第6号</u>に規定する向精神薬 (4)～(7) (略) (知事指定薬物の指定) 第10条 知事は、<u>第2条第7号</u>に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。 2～4 (略) (知事指定薬物の指定の失効) 第11条 前条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から<u>第6号</u>までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失う。 2・3 (略) (製造等の禁止) 第12条 (略) 2 何人も、<u>第2条第6号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を医療等の用途以外の用途に使用することを知って、その場所を提供し、又はあつせんしてはならない。 (警告) 第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、警告を発することができる。 (1) (略) (2) 第12条第2項の規定に違反して、<u>第2条第6号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所を提供し、又はあつせんした者

(3) (略) (製造中止等の命令) 第16条 知事は、前条の規定による警告を受けた者が当該警告に従わないときは、次に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) (略) (2) <u>第2条第5号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所の提供又はあつせん 2 (略) (緊急時の勧告) 第18条 知事は、薬物（第2条各号のいずれであるかが明らかでない場合又は<u>同条第6号</u>に掲げる薬物（知事指定薬物を除く。）である場合に限る。）の濫用により保健衛生上の重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、使用する場所を提供し、若しくはあつせんし、又は広告する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 2・3 (略) (知事への通知) 第19条 公安委員会は、<u>第2条第5号</u>又は<u>第6号</u>に掲げる薬物の濫用の防止を図るため必要があると認めるときは、当該薬物の販売の状況その他の知事が当該薬物の濫用を防止するための措置を講ずるために必要と認められる事項を知事に通知することができる。	(3) (略) (製造中止等の命令) 第16条 知事は、前条の規定による警告を受けた者が当該警告に従わないときは、次に掲げる行為の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) (略) (2) <u>第2条第6号</u>に掲げる薬物又は知事指定薬物を使用する場所の提供又はあつせん 2 (略) (緊急時の勧告) 第18条 知事は、薬物（第2条各号のいずれであるかが明らかでない場合又は<u>同条第7号</u>に掲げる薬物（知事指定薬物を除く。）である場合に限る。）の濫用により保健衛生上の重大な危害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、譲り受け、使用し、使用する場所を提供し、若しくはあつせんし、又は広告する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 2・3 (略) (知事への通知) 第19条 公安委員会は、<u>第2条第6号</u>又は<u>第7号</u>に掲げる薬物の濫用の防止を図るため必要があると認めるときは、当該薬物の販売の状況その他の知事が当該薬物の濫用を防止するための措置を講ずるために必要と認められる事項を知事に通知することができる。
---	---